JICA環境社会配慮ガイドラインがもたらすもの ~コンサルタントの立場から~

 Engo Naganuma
 Kengo Naganuma

 日本工営(株)環境技術部
 長沼研午

1. はじめに

近年、国際協力事業に対する「環境社会配慮」の必要性が一段とクローズアップされるようになり、JBIC 及び JICA の環境社会配慮ガイドラインの改定作業が行われた。本稿では、実際に国際協力事業の環境社会配慮に従事するコンサルタントの立場から、昨年改定された JICA 環境社会配慮ガイドライン (以下「JICA ガイドライン」とする)の運用に関わる留意点を挙げてみたい。

2. 案件形成段階での環境社会配慮の検討の必要性

JICA ガイドラインの運用に伴い、要請確認段階で、環境社会配慮確認に関わるスクリーニングが必要となった。これは今後、要請確認段階の時点で、被援助国による主体的な環境社会配慮が行われている案件が、より採択されやすくなることを意味している。案件発掘・形成の際、これまで以上に環境社会配慮の実施状況を明確にする必要があるとともに、被援助国に対して環境配慮の必要性に関わる意識の向上を訴えていくことが重要となる。

3. 戦略的環境アセスメント (SEA) コンセプトの導入

JICA ガイドラインは、M/P 段階での「戦略的環境アセスメント (SEA) の考え方の導入」を求めている。SEAは「提案された政策・計画・プログラムにより生じる環境社会面への影響を評価する体系的なプロセス」である。平たく言えば、計画策定プロセスの早期段階から環境社会配慮施策を検討し、計画に内部化する作業である。既に世銀等の国際機関による協力事業では SEA 実施例があるが、これまでの日本の協力事業では具体的な実施例は乏しい。今後、日本のコンサルタントの知見が問われることになる。

SEAの対象となる事業は、計画段階(政策、基本戦略、長期計画、短期プログラム等)、計画の内容(セクター開発型、地域開発型等)、地域の規模(国、地方、都市等)等においては様々なケースがある。各ケースに応じた環境社会配慮施策検討手法の選択が重要となる。同時に、計画策定プロセスの適切なタイミングで検討を実施しなければならない。そのためには調査チームのSEA実現に向けた意思統一及び認識の向上が必要となる。

4. ステークホルダー協議の実施

JICA ガイドラインは、「現場に即した環境社会配慮の

実施と適切な合意形成に資する」事を目的としてステー クホルダー協議の実施を求めている。注意すべき点は、 協議は被援助国が主体となって実施し、JICA調査チー ム(コンサルタント)側は、あくまでその支援を行うと いう点である。被援助国によっては、その政治形態から このような協議の実施経験が極めて乏しい。このような 場合、協議実施の担保は、協力事業開始時の M/M で確 保できるが、実際に効果的な協議が行えるか否かは、調 査チームの手腕によるところとなる。限られた調査期間 のなかで合意形成を図り、それを第三者に対して明確に 示すことが困難なケースも出てくるであろう。これまで、 合意形成の判断基準について、明確な回答は見つかって いない。全体的な合意は得られなくとも、最も重要と考 えられるステークホルダーの意思を尊重する、あるいは 少数意見を簡単に排除しない、といった現場に即した柔 軟な解決策が考えられるが、今後も議論が必要なポイン トである。

5. 一貫性を持った環境社会配慮施策の提言

JICA ガイドラインの改定の際には、JBICの「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」が一つの参考とされており、内容に共通点も多い。連携 D/D スキームの場合等、両ガイドラインが連携して運用されることが、明文化されている。JICA ガイドラインのフォローアップ委員会では「オールジャパンとしての環境社会配慮への取組み」といった言葉も聞かれた。更には、世銀をはじめとした各ドナー間の環境ポリシーの整合性を図る「ハーモナイゼーション」というキーワードも重視されつつある。コンサルタントは、JICA ガイドラインのみならず、各ドナーの環境ポリシーやガイドラインに精通し、プロジェクトサイクルのなかで、より一貫性を持つ施策を提案することが求められるようになる。

6. 最後に

本稿に記載の意見は執筆者の個人的見解であり、一切の文責は執筆者にあることを明記する。JICA ガイドラインの運用は始まったばかりであり、グッドプラクティスの蓄積が望まれている。そのような要望に応え、効果的な環境社会配慮を実現するために、コンサルタントとして貢献していきたい。